

**✚ 貨物概要**

アロエベラ葉肉から得た液汁に防腐剤を加えた化粧品等の原料

製法：アロエベラ葉肉を圧搾・粉砕した液汁をろ過し防腐剤を加える

性状：無色透明な液体

原料：アロエベラ

1, 3 ブチレングリコール及びメチルパラベン（いずれも食品添加物として認められていない防腐剤）

用途：化粧品原料グリコール

包装：200kg ドラム缶

**✚ 分類**

関税率表第 3824.99 号（統計番号 3824.99-999）

**✚ 分類理由**

本品は、アロエベラ葉肉から得た液汁に、食品への添加が認められていない防腐剤を加え、化粧品原料として調製したものであり、他の項に該当しないその他の化学工業調製品として関税率表第 38.24 項の規定及び同表解説第 38.24 項の記載により、上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）